

平成19年11月29日

## ゴルフ場暫定指導指針対象農薬に係る平成18年度水質調査結果について

環境省の示した「暫定指導指針」に基づき、平成18年度に都道府県及び地方環境事務所において実施したゴルフ場で使用される農薬についての水質調査の結果を、環境省において取りまとめた。

786か所のゴルフ場を対象に、延べ30,430検体について水質調査を実施。そのうち指針値を超過したのは0検体。

### 1. 経緯

環境省は、平成2年5月に、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁を未然に防止するため、ゴルフ場で使用される農薬に係る水質調査の方法や、ゴルフ場の排水口での遵守すべき農薬濃度目標(指針値)等を定めた「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」(以下「暫定指導指針」という。)を都道府県に通知した。以降、各都道府県において、同指針に基づき所要の調査、指導が行われている。環境省は、この水質調査結果について、平成2年度以降、毎年都道府県から報告を求めている。なお、平成16年度調査からは、環境省地方環境対策調査官事務所(平成17年10月1日付けで「地方環境事務所」に再編)においても水質調査を実施している。

引き続き「暫定指導指針」に基づき、都道府県と協力してゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止のため指導を行っていく。

### 2. 平成18年度に都道府県及び地方環境事務所において実施されたゴルフ場排水口等における水質調査結果

< 調査結果の概要 >

- [1] 調査を実施した都道府県数 42 (うち地方環境事務所が調査を行った都道府県数 14道県(一部都道府県との重複あり))
- [2] 調査対象となったゴルフ場 786か所 (うち地方環境事務所が調査を行ったゴルフ場数 14か所)
- [3] 調査対象農薬数 計45種類
- [4] 総検体数 30,430検体 (うち地方環境事務所が調査を行った検体数 630検体)
- [5] 検出状況 農薬別検出濃度範囲等は別表に記載したとおり  
指針値超過検体 なし
- [6] 過去の調査結果との比較

調査年度	調査対象ゴルフ場 総数	調査対象農薬数	総検体数(A)	指針値超過検体 数(B)	指針値超過比率 (B/A)(%)
平成14年度	1,539	45	79,893	1	0.0013
平成15年度	1,233	45	60,858	0	0
平成16年度	997	45	45,880	0	0
平成17年度	833	45	35,687	0	0
平成18年度	786	45	30,430	0	0

### 連絡先

環境省水・大気環境局土壌環境課  
農薬環境管理室  
直通:03-5521-8311  
室長 大友 哲也(6640)  
室長補佐 小出 純(6641)  
担当 岡田 佳寿美(6644)